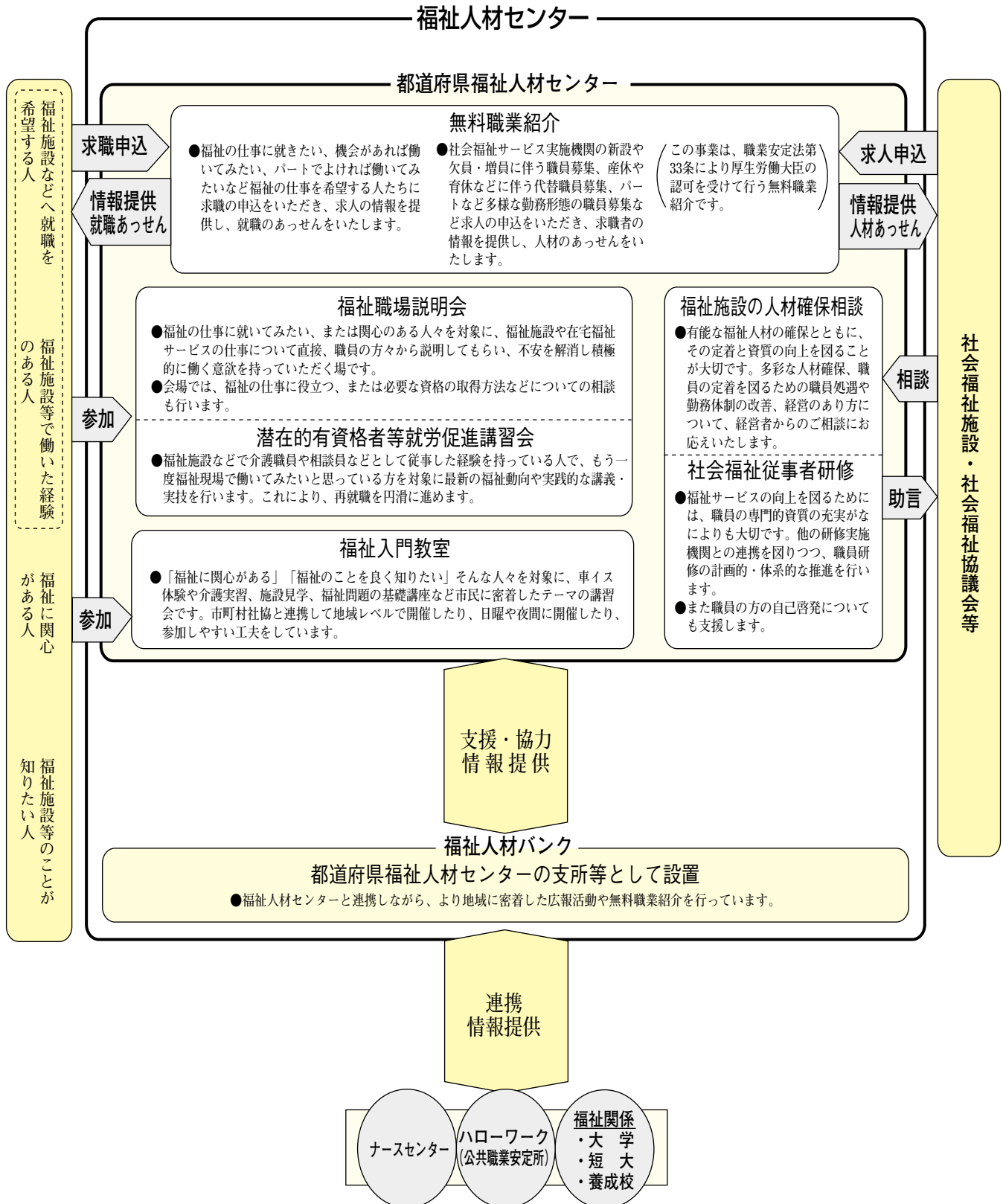


福祉に携わる人材

概要

福祉に携わる人材確保の体系図



**支援・協力
情報提供**

福祉人材バンク

都道府県福祉人材センターの支所等として設置

- 福祉人材センターと連携しながら、より地域に密着した広報活動や無料職業紹介を行っています。

**連携
情報提供**

ナースセンター

ハローワーク
(公共職業安定所)

福祉関係
・大学
・短大
・養成校

詳細データ

施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数

(平成19年10月1日現在)

	総数	保護施設 1)	老人福祉 施設 2)	障害者 支援 施設等 3)	身体障害 者更生援 護施設 4)	知的障害 者援護 施設 4)	精神障害 者社会復 帰施設 4)	身体障害 者社会参 加支援施 設 5)	婦人保護 施設 施設	児童福祉 施設 (保育所を 除く) 1)	保育所	母子福祉 施設 施設	その他の 社会福祉 施設等 1)
	従事者数(人)												
総数	764,229	6,213	50,625	15,111	26,202	73,262	5,172	3,315	390	74,866	434,853	266	73,954
施設長	42,150	222	4,264	1,451	981	3,423	840	245	29	4,324	22,162	37	4,172
生活指導・支援員等 6)	74,142	796	7,975	6,231	3,201	37,933	1,344	398	135	12,864	…	11	3,254
職業・作業指導員	19,799	103	160	1,647	2,439	13,331	1,083	95	16	329	…	9	586
セラピスト	4,612	5	94	188	544	40	60	169	5	3,019	…	0	490
理学療法士	1,494	2	26	73	240	14	1	58	-	983	…	0	98
作業療法士	1,180	3	21	76	151	8	53	45	-	760	…	0	63
その他の療養員	1,938	1	47	38	153	18	6	66	5	1,276	…	-	328
心理・職能判定員	111	…	…	23	35	41	12	…	…	…	…	…	…
医師	3,749	31	166	78	173	368	77	17	4	1,170	1,597	-	68
保健師・助産師・看護師	28,423	384	3,467	662	1,895	2,097	85	124	21	8,524	4,760	1	6,402
精神保健福祉士	1,986	29	36	772	5	32	1,079	6	-	…	…	…	27
保育士	336,401	…	…	…	…	…	…	…	…	14,209	320,420	8	1,764
児童生活支援員	2,223	…	…	…	…	…	…	…	…	2,223	…	-	…
児童厚生員	11,446	…	…	…	…	…	…	…	…	11,446	…	-	…
母子指導員	615	…	…	…	…	…	…	…	…	611	…	4	…
介護職員	72,882	3,083	15,977	2,048	11,779	852	17	234	3	…	…	…	38,890
栄養士	13,961	200	2,087	177	613	1,881	24	7	21	1,277	6,758	1	915
調理員	71,362	659	6,044	498	1,758	5,548	45	35	74	4,723	47,344	16	4,617
事務員	31,167	451	5,166	702	1,629	5,280	371	702	40	3,563	7,380	86	5,797
その他の職員	49,200	250	5,189	635	1,150	2,435	134	1,284	43	6,584	24,431	93	6,973

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

(注) 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

2) 老人福祉施設には特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設は含まない。

3) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

4) 障害者自立支援法の経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。

5) 身体障害者福祉法による社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター（A型）」「身体障害者福祉センター（B型）」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

6) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

7) 常勤換算数であり、小数点第1位を四捨五入している。「0」は、常勤換算従事者数が0.5未満の場合である。

8) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。